

第3次函館市地域福祉計画の基本的方策

1 地域での支援体制の構築

(現計画 P18～19)

課 題

- 地域での交流や人とのつながり, 連帯感の希薄化
- 地域で活動している特定の人への負担の集中
- 町会の加入率の低下
- 地域活動の担い手の高齢化と後継者の不足
- 公的な福祉サービスを補完する地域活動の必要性
- お年寄りや障がいのある人, 子どもに対する虐待の増加
- 引きこもりやニートなど社会的自立に困難を抱えた若者の増加
- 見守りや安否確認のための訪問の拒否による孤立化
- 買い物弱者の増加

推進の方向性

- 日常的な近所付き合いの再構築
- 信頼できる人間関係の構築
- 情報の共有化による多方面からの支援体制の構築
- 若い世代や働き盛り世代が参加しやすい地域活動の設定
- 定年退職後の地域活動への参加の促進
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- お年寄り等の孤立化の防止

行政の目標

- 出前講座や定期的な地域福祉懇談会の開催等を通じて, 地域の課題を把握しながら, 地域福祉の推進を支援する。
- 地域において活動の核となるボランティアやNPO法人等の活動を支援する。
- 地域活動の拠点となる場の確保を支援する。
- 地域活動に関する情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に, 年齢, 性別, 障がいの有無に関係なく, 市民が参画できる機会を提供する。
- 地域の新たな福祉ニーズに柔軟に対応できるよう, 企業を含む活動団体等との連携を図る。
- 若者の力を地域活動に活用するため, 高校, 大学等との連携を図る。

計画期間内(H26～30)に市が推進した主な施策

【継続施策】

- ・老人クラブ活動への支援(S38)
- ・在宅福祉ふれあい事業(H3)
- ・各種委員会への一般公募(H10)
- ・認知症サポーターの養成(H18)
- ・地域住民グループ活動支援事業(H18)
- ・地域ケア会議の開催(H22)
- ・地域福祉懇談会の開催(H24)
- ・地域包括支援センターの機能強化 など

計画期間内の進捗状況

【新規施策】

- ・福祉コミュニティエリアの整備(H26)
- ・介護支援ボランティアポイント(H26)
- ・生活支援コーディネーターの配置(H27)
- ・認知症地域支援推進員の配置(H27)
- ・基幹相談支援センターの設置(H27)
- ・生活困窮者自立支援事業(H27)
- ・くらしのサポーターの養成(H28)
- ・高齢者サロン「ふらっとDaimon」の開設(H28)
- ・医療・介護連携支援センターの設置(H29)
- ・地域福祉懇談会への学生や新たな地域活動団体の参加(H29)
- ・地域リハビリテーション活動支援事業(H30) など

課 題

- 町会活動等への参加者の減少
- 地域で活動している特定の人への負担の集中
- 地域活動の担い手の高齢化と後継者の不足
- 地域福祉コーディネーターの活用
- 地域活動に参加する機会の拡大

推進の方向性

- 地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
- 知識や技術、経験を生かしながら活動に参加できる仕組みの構築
- ボランティアなどの地域活動の体験や研修等の機会の提供
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- 住民参加の機会の拡大

行政の目標

- 出前講座や定期的な地域福祉懇談会の開催を通じて、地域活動に対する興味、関心を高め、参加を促進する。
- 地域活動に関する情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に、年齢、性別、障がいの有無に関係なく、市民が参画できる機会を提供する。
- 子育てや介助など地域福祉に関わる講習会等を企画する。
- ボランティアやNPO法人等の活動を支援し、地域における活動の核となる人材を育成する。

計画期間内の進捗状況

計画期間内(H26～30)に市が推進した主な施策

【継続施策】

- ・市HP、広報誌、iスペース、ラジオ等での情報提供
- ・各種委員会への一般公募(H10)
- ・認知症サポーターの養成(H18)
- ・地域住民グループ活動支援事業(H18)
- ・地域ケア会議の開催(H22)
- ・地域福祉懇談会の開催(H24) など

【新規施策】

- ・介護支援ボランティアポイント(H26)
- ・生活支援コーディネーターの配置(H27)
- ・くらしのサポーターの養成(H28)
- ・地域型介護予防体操教室の実施(H29)
- ・地域福祉懇談会への学生や新たな地域活動団体の参加(H29) など

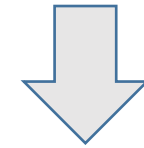
3 活動団体の連携体制の整備

課 題

- 専門分野の知識だけでは市民のニーズに対応できない実態
- 異業種, 異分野による連携の必要性
- 多様なサービスメニューの必要性

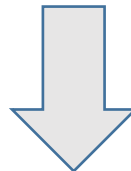
推進の方向性

- 活動団体同士の交流, 意見交換の機会の設定
- 活動団体等が個々に持つ情報の共有や専門的なノウハウを活用した連携
- 企業を含む様々な団体が連携・協働して活動する機会の創出
- 住まい, 医療, 介護, 予防, 生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築



行政の目標

- 従来の町会, 民生委員・児童委員, 在宅福祉委員を主体とした活動に加えて, 社会福祉協議会や地域福祉コーディネーター, ボランティア団体, NPO法人, サービス提供事業者, 福祉施設, 地域包括支援センター, 医療機関, PTA, 学校, 企業等が連携した総合的なネットワークの構築を進める。
- 活動団体に関する情報の提供を充実する。



計画期間内の進捗状況

計画期間内(H26～30)に市が推進した主な施策

【継続施策】

- ・市HP, 広報誌, iスペース, ラジオ等での情報提供
- ・高齢者見守りネットワーク事業(H20)
- ・地域ケア会議の開催(H22)
- ・地域福祉懇談会の開催(H24)
- ・地域包括支援センターの機能強化 など

【新規施策】

- ・福祉コミュニティエリアの整備(H26)
- ・成年後見センターの設置(H28)
- ・医療・介護連携支援センターの設置(H29)
- ・地域福祉懇談会への学生や新たな地域活動団体の参加(H29) など

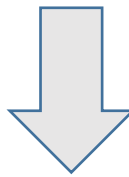
4 情報の共有化の促進

課題

- 活動団体等が個々に持つ情報の共有化の必要性
- 個人情報保護に対する過剰対応

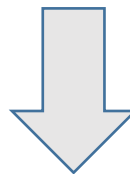
推進の方向性

- 活動団体同士の交流, 意見交換の機会の設定
- プライバシーや個人情報の取り扱いに関する正しい知識の普及・啓発



行政の目標

- 公的なサービスに関する情報の内容や提供手段を充実する。
- 出前講座や地域福祉懇談会の開催等に関する情報を提供する。
- 個人情報の共有の考え方について関係団体と整理する。



計画期間内の進捗状況

計画期間内(H26～30)に市が推進した主な施策

【継続施策】

- ・市HP, 広報誌, iスペース, ラジオ等での情報提供
- ・地域ケア会議の開催(H22)
- ・地域福祉懇談会の開催(H24)
- ・地域包括支援センターの機能強化 など

【新規施策】

- ・福祉コミュニティエリアの整備(H26)
- ・基幹相談支援センター事業(H27)
- ・成年後見センターの設置(H28)
- ・医療・介護連携支援センターの設置(H29)
- ・認知症初期集中支援チームの配置(H30) など

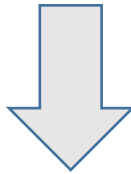
5 地域資源の活用

課 題

- 地域活動の拠点となり、地域住民が気軽に集える場所の確保
- 各施設の機能や役割の相互理解、補完関係の構築
- 福祉施設等の専門職員の地域活動への参加
- 企業による社会福祉活動の促進

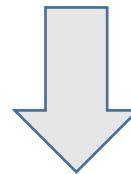
推進の方向性

- 地域におけるマンパワーの掘り起こし
- デザインの要素を取り入れたコミュニティ(地域社会)の構築や福祉課題の解決、意識づくりの啓発
- 福祉施設が持つ情報や施設職員が持つ専門的知識の活用
- 地域包括支援センターの機能の拡充
- 社会資源としての企業との連携



行政の目標

- 身近な地域で相談を受けられる体制を整備し、相談機関の情報の周知を徹底する。
- 活動の場として、空き家や空き店舗などの情報を提供する。
- お年寄りや障がいのある人、子どもなど、一人ひとりの特性に配慮し、地域福祉活動に取り組みやすい環境を整備する。
- 情報提供などにより、企業が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備する。
- ボランティア団体が活用できる場を充実する。



計画期間内の進捗状況

計画期間内(H26～30)に市が推進した主な施策

【継続施策】

- ・ 民生・児童委員の配置(S24)
- ・ 老人クラブ活動への支援(S38)
- ・ 障がい者相談員の配置(S44)
- ・ 老人福祉センターの設置(S45)
- ・ 福祉のまちづくり条例パネル展の開催(H13)
- ・ 施設のバリアフリー整備への補助(H15)
- ・ 地域包括支援センターの機能強化 など

【新規施策】

- ・ 福祉コミュニティエリアの整備(H26)
- ・ 基幹相談支援センターの設置(H27)
- ・ 生活困窮者自立支援対策事業(H27)
- ・ 高齢者サロン「ふらっとDaimon」の開設(H28)
- ・ 成年後見センターの設置(H28)
- ・ 地域型介護予防体操教室の実施(H29)
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業(H30) など

6 共に支え合う意識づくり

課 題

- 地域福祉に対する必要性の認識と実際の行動に結び付いていない実態
- 共に支え合う意識の共有
- 福祉サービス利用者の尊厳の重視と権利の擁護に関する意識の啓発
- 福祉サービスに関する情報の積極的な取得
- ボランティア意識の育成

推進の方向性

- 地域住民が主体となって活動するという意識づくり
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 心のバリアフリーの推進
- 地域活動に関する研修等への参加の促進
- 地域住民や活動団体との定期的な意見交換の機会の確保
- 幼少期からの意識づくり

行政の目標

- 福祉副読本の活用などにより、学校における福祉教育の充実を図る。
- 出前講座や定期的な地域福祉懇談会の開催等を通じて、全市的に地域福祉の意識づくりを図る。
- 地域活動への参加を通じた生きがいづくりを進める。
- 活動団体同士の交流の機会を設け、活動の輪を広げる。

計画期間内の進捗状況

計画期間内(H26～30)に市が推進した主な施策

【継続施策】

- ・老人クラブ活動への支援(S38)
- ・老人福祉センターの設置(S45)
- ・ノーマライゼーション推進事業(S61)
- ・障がい者のふれあい交流事業(H1)
- ・福祉副読本の配布(H6)
- ・福祉のまちづくり条例パネル展の開催(H13)
- ・施設のバリアフリー整備への補助(H15)
- ・地域ケア会議の開催(H22)
- ・地域福祉懇談会の開催(H24) など

【新規施策】

- ・介護支援ボランティアポイント(H26)
- ・福祉コミュニティエリアの整備(H26)
- ・高齢者サロン「ふらっとDaimon」の開設(H28)
- ・くらしのサポーターの養成(H28)
- ・函館市成年後見センターの設置(H28)
- ・地域福祉懇談会への学生や新たな地域活動団体の参加(H29)
- ・地域型介護予防体操教室の実施(H29)
- ・市民後見人養成研修(H30) など

1 適切な圏域の設定

地域福祉活動では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになるため、自ずとそのような課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることになります。

一方現状では、町会や民生委員・児童委員、学校、地域包括支援センターなどの団体の活動内容により活動範囲(圏域)が重層的に設定されており、それぞれの圏域において個別に活動が展開されていますが、地域福祉活動をより効率的に進めるためには、取組に応じた圏域が求められます。

2 地域福祉コーディネーターの配置

社会福祉協議会では、2名の社会福祉士を地域福祉コーディネーターとして配置し、モデル地区を中心に福祉相談を実施するとともに、地域福祉懇談会において、住民や関係団体との意見交換を行いながら、ネットワークの構築を進めており、今後とも、地域の福祉課題の解決を支援する調整役としての活動が求められます。

3 モデル地区での実践

社会福祉協議会が指定するモデル地区での各種事業を継続しながら、圏域の研究や地域福祉コーディネーター業務の検証をしていくとともに、区域の拡大について検討します。

4 地域福祉活動の核となる人材の育成

地域福祉活動は地域住民が主体的に参加することが重要であり、そのためには、活動の意義や必要性を住民自らが理解し、行動することが重要です。

このため、地域福祉の理念を地域に浸透させ、地域福祉コーディネーターや関係団体と連携しながら、それぞれの地域のなかで福祉活動の核となる人材が求められます。

計画期間内の進捗状況

計画の推進(H26～30)

○モデル地区(3地区)などでの活動に対する地域福祉コーディネーターの関わりを検証・評価しながら、全市的な展開を踏まえた人数や配置について社会福祉協議会と検討を行っている。

○コーディネーター配置数 2名

○モデル地区

- ・平成24～26 万代町
- ・平成25～27 石川町
- ・平成27～29 青柳町

○認知症サポーターの養成(H18)

○地域福祉懇談会の開催(H24)
H26～H29 市内全域で計37回開催

○地域福祉コーディネーターの活動支援(H24)
主にモデル地区での活動団体への支援、地域福祉懇談会での情報提供、軽スポーツを活用した世代間交流など

○くらしのサポーターの養成(H28)

市全体では、「共に支え合う社会」という考え方について十分に浸透しているとは言えないが、一部の地域では高齢者と学生などが協力しサロン活動や子ども食堂など地域住民による主体的な活動が活発に行われている地域もでてきている。

しかし、当市では今後さらに少子高齢化や人口減少が進み、隣近所との繋がりの希薄化、地域活動における担い手の不足、老々介護、ダブルケアなどの地域課題が増加・複雑化する可能性が高いことが予想される。

そのため、地域において「共に支え合う」という基本的な考え方についてはさらに重要性が増していくことから、今後も地域住民に対する意識啓発や地域活動への支援を社会福祉協議会と連携しながら図る必要がある。

■地域福祉コーディネーターについて

社会福祉協議会で配置している地域福祉コーディネーター2名については、モデル地区においての地域福祉活動の支援や、軽スポーツを通じた世代間交流の普及・啓発などを行い、その後も地域団体の主体的な活動として継続されているなど一定の効果が認められる。

今後は、社会福祉協議会とこれらの活動の検証を行いながら、全市的な展開を図るための適正な配置数や役割およびコーディネーター養成の必要性、さらに高齢者の生活支援コーディネーターとの関係性をを含め、関係課および社会福祉協議会と検討を進める。

■モデル地区について

社会福祉協議会が設定した3つのモデル地区では、町会、在宅福祉委員、民生委員などと地域福祉コーディネーターが連携することで新たにサロン活動などを展開するなど地域福祉活動が活発となりその後の継続的な活動にもつながっており一定の効果が認められることから、今後の全市的取組への方策について検討を進める。

■新たな人材の育成・発掘について

地域で活動の中心となっている人材は高齢化が進んでおり、各地域での福祉懇談会でも全ての地域から課題として上げられている。そのため、持続的な地域福祉活動のためには新たな担い手を育成・発掘することは地域福祉推進のためには重要な要素であり、地域の中から新たな人材を発掘・養成・育成するための方策の検討を進める。

■地域福祉懇談会について

高齢者の日常生活圏域を基本に計画期間内延べ37回開催し、様々な地域課題について町会、民生委員、在宅福祉委員、小・中学校、PTA、地域包括支援センターなど現在の地域福祉活動における中心的な役割を担っている団体と意見交換を行うとともに、新たに学生や子ども食堂の活動をしている団体を加えるなど参加範囲を広げてきた。その中で各団体の活動内容や地域課題について意見交換することで情報の共有が図られるなど、開催による効果は高いものがあったことから、さらに参加範囲を広げながら定期的な開催の手法を検討する。

■圏域の設定について

誰もが参加しやすい地域福祉活動や課題の早期発見のためには、現在の「高齢者の日常生活圏域」(10圏域)をさらに細分化した地域住民にとっての身近な圏域の設定が必要と考えられる。そのため、今後も引き続き今回の意識調査の結果を踏まえ社会福祉協議会とも連携しながら検討を進める。